

## 直方市植木メカトロビジネスタウン基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1. 背景と目的

本市は石炭関連産業による鉄工の集積地として発展し、炭鉱閉山後には、金型産業や半導体関連産業、自動車関連産業等の機械金属加工の集積地を形成している。市内に所在する企業規模としては中小企業が多く、その多くが大手企業等からの受注に頼らざるを得ないのが実態である。しかし、近年は大企業の生産拠点が海外に移転し、製造業の空洞化が加速しており、直方市内事業者にとって厳しい状態が続いている。

そのため、「第5次直方市総合計画後期基本計画」及び「第2次直方市国土利用計画」において掲げられているように、工場団地を整備し、企業誘致を推進することで経済を活性化させることが喫緊の課題である。平成29年に上頓野産業団地が売却完了したことから、本市は現在、九州自動車道鞍手ICに近接し、交通利便性の高い植木地区において工場団地の整備を検討している。そのような中で、当該地域において、民間活力を活用する等の事業成立性のある工場団地造成の基本計画を策定することを目的とする。

### 2. 委託業務の概要

- (1) 業務名 直方市植木メカトロビジネスタウン基本計画策定業務委託
- (2) 業務内容 「直方市植木メカトロビジネスタウン基本計画策定業務委託仕様書」参照
- (3) 履行期間 契約締結日（平成30年8月上旬）から平成31年1月31日
- (4) 事業費限度額 ¥7,171,200（消費税及び地方消費税を含む）

### 3. 委託事業者選定方式

公募によるプロポーザル方式

### 4. 担当部署（事務局）

直方市 産業建設部 商工観光課 工業振興係（担当：後藤、野見山）

所在地：〒822-0031 福岡県直方市大字植木849番地1

TEL：0949-29-3155、FAX：0949-29-3156、E-mail：n-kogyo@city.nogata.fukuoka.jp

### 5. 参加資格要件

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 事業者に対する要件
  - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
  - ② 直方市競争入札参加資格者名簿に登録されている者
  - ③ 直方市から指名停止等の処分を現に受けていない者
  - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
  - ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中

でないこと。

⑥ 国税及び地方税の滞納がないこと

⑦ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しない者

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- ・ 同法第2条第6号に規定する暴力団員
- ・ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ・ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ・ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
- ・ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

⑧ 上記⑦に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人、その他の団体又は個人ではないこと。

⑨ 工場団地又は企業立地用地等の適地選定、造成計画策定の業務実績を有する者

(2) 技術者に対する要件

①工場団地又は企業立地用地等の適地選定、造成計画策定の業務に直接携わった実績を有する技術者を事業全体の管理責任者及び担当技術者として配置できること。

## 6. 手続き等スケジュール

内容	期間及び期日
公募開始	平成30年7月12日（木）から市ホームページにて提出書類等のダウンロード開始。直接配布は「4. 担当部署」にて同日より配布。
質問の受付期間	平成30年7月12日（木）から平成30年7月19日（木）
参加表明書等の提出	平成30年7月12日（木）から平成30年7月26日（木）
質問の解答	平成30年7月24日（火）
辞退届締切り	平成30年7月30日（月）
プロポーザル参加者決定通知	平成30年7月31日（火）
企画書の提出	平成30年8月9日（木） 予定 ※プレゼンテーション当日に持参
プレゼンテーション審査	平成30年8月9日（木） 予定
受託候補者決定通知	平成30年8月10日（金） 予定

## 7. 質問の受付と回答の方法

(1) 提出書類 質問書（様式1）

- (2) 提出期限 平成 30 年 7 月 19 日 (木) 17:00 まで
- (3) 提出方法 電子メール、FAX 又は郵送 (平成 30 年 7 月 19 日必着)
- (4) 提出先 「4. 担当部署」宛
- (5) 回答方法 平成 30 年 7 月 24 日 (火) 17:00 までに市ホームページ上で回答を公表

## 8. 参加表明書等の提出期限

### (1) 提出書類

提出書類	注意事項
参加表明書	・プロポーザル参加表明書 (様式 2)
会社概要書	・会社の概要と業務実績を記載 (様式 3) ・法人登記簿謄本に記載のある役員の氏名・住所・生年月日の一覧 (様式 4) ・法人登記簿謄本の写しを添付 ・記載した業務実績を証明する受注証明書の写しを添付 ・納税証明書原本を添付
管理責任者調書	・管理責任者について実績・現在の手持ち業務・保有資格を記載 (様式 5) ※保有資格がある場合は証明書の写しを添付
担当技術者調書	・管理責任者について実績・現在の手持ち業務・保有資格を記載 (様式 6) ※保有資格がある場合は証明書の写しを添付
委任状	・委任状 (様式 7)
秘密保持誓約書	・秘密保持誓約書 (様式 8)

- (2) 提出期限 平成 30 年 7 月 26 日 (木) 17:00 まで
- (3) 提出方法 直接窓口へ提出又は郵送 (平成 30 年 7 月 26 日必着)
- (4) 提出先 「4. 担当部署」宛

## 9. 辞退届の提出期限

- (1) 提出書類 プロポーザル参加辞退届 (様式 7)
- (2) 提出期限 平成 30 年 7 月 30 日 (月) 17:00 まで
- (3) 提出方法 直接窓口へ提出又は郵送 (平成 30 年 7 月 30 日必着)
- (4) 提出先 「4. 担当部署」宛

## 10. 企画書等の提出期限

### (1) 提出書類 以下の通りとする

提出書類	注意事項
企画書 ※様式無し	・A4 判とし、様式は特に定めのないものとする。ただし、文字サイズは 10 ポイント以上とすること。(A3 判による折り込み頁の挿入及びカラー印刷は可とする。) ・仕様書に基づき、以下の①～⑤について、提案者の特色が分かりやすい企画

	<p>書とすること。</p> <p>① 本業務における実施方針</p> <p>② 対象地区における状況調査に関する事項</p> <p>③ 企画の事業成立性</p> <p>④ 本業務の執行体制とスケジュール</p> <p>・企画書のページ数は特に指定しない。</p>
見積書 ※様式無し	<p>・A4判とし、様式は特に定めないものとする。</p> <p>・仕様書の作業項目に沿って、見積額の内訳を分かりやすく記載すること。</p>

(2) 提出期限 プレゼンテーション審査会場に持参(平成30年8月9日(木)予定)

(3) 提出方法 原本1部 写し9部を持参

(4) 提出先 「4.担当部署」宛(プレゼンテーション審査会場)

## 1 1. 審査方法及び審査基準

### (1) 審査方法

- ①参加資格要件確認と企画審査(企画書、プレゼンテーション審査)を実施し、受託候補者を決定する。
- ②事務局により、「参加表明書等」の書類を確認する。参加資格要件を満たしている応募者をプロポーザル参加者とする。結果については平成30年7月31日(火)に応募者へ発送する。
- ③会社実績の評価、企画書の評価をプレゼンテーション審査により実施する。直方市に設置する審査委員会において、点数方式で提案者ごとに採点し、審査を行い、選定する(選定事業者数1)。企画書については原本1部、写し9部を提出することとする。プレゼンテーションについては1社につき30分(説明20分、質疑10分)とする。出席人数は1企業あたり3人以内とする。また、出席者は企業名が判別できる名札等は着用しないこととする。(参加事業者については公表しないため。)
- ⑤パワーポイント等を使用する場合は、パソコンを持参すること。  
(スクリーン及びプロジェクターは直方市において用意する。)
- ⑥プレゼンテーションの実施予定日は、平成30年8月9日(木)とし、時間については別途通知する。
- ⑦受託候補者決定通知の予定日は平成30年8月10日(金)とする。

(2) 審査基準

評価項目					配点
①基礎評価	業務実績と体制	会社概要書	地域精通度	本社所在地 支店所在地	3点
			業務実績	同種業務実績	4点
	管理責任者及び 担当技術者の業 務実績	管理責任者調書	管理責任者の経歴	保有資格 ※技術士等	1点
				同種業務における マネジメント経験	3点
		担当技術者調書	担当技術者の経歴	保有資格 ※技術士等	1点
				同種業務経験	3点
②技術評価	企 画 書	実施方針 の妥当性	業務仕様の趣旨に沿った実施方針となっているか	5点	
			仕様書「4.計画地区の現況」を十分考慮した提案となっているか	10点	
	企 画 策 定 能 力	現況の調 査能力	対象区域の法規制及び関連する計画を理解しているか	5点	
			対象区域の土地利用現況を把握できるか	5点	
	業 務 遂 行 能 力	企 画 策 定 能 力	造成に向けた実行性のある計画の策定が可能か	5点	
			事業成立に向けて、民間活力を活かす等の事業手法を適切に検討できるか	10点	
			事業実施に向けた課題整理ができるか	10点	
	プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン	担 当 者 の 専 門 技 術 力	事業実施に向けて適切な執行体制となっているか	5点	
			適切な業務スケジュールになっているか	5点	
	担 当 者 の 専 門 技 術 力	担 当 者 の 専 門 技 術 力	企画内容を分かりやすく説明し、質問に対して適切に回答できているか	5点	
業務に対して積極的に取り組む意欲が感じられるか			5点		
③事業費評価	見積額	※採点方法については「直方市植木メカトロビジネスタウン基本計画策定業務委託の公募型プロポーザルの審査について」を参照			15点

※合計 100 点満点で採点を実施

12. 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある

- (1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

- (2) 本実施要領で定めた様式及び記入要領に示す条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 評価項目の採点結果の合計点が満点の5割に満たない場合
- (6) 審査結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (7) その他本実施要領に違反すると認められた場合

### 1 3. 契約

- (1) 市と受託候補者は、契約内容等について確認を行い、契約を締結する。
- (2) 契約の締結までに、受託候補者が応募資格を満たさないと判名したとき又はその他の理由により契約締結ができなくなった場合、市は審査結果の次点の者と順次、協議を行うものとする。

### 1 4. その他留意事項

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザルに要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された書類は、本プロポーザルに係わる審査目的以外の使用はしない。  
但し、本市が本プロポーザルの審査及び議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書等及び添付書類の複製作成及び内容を無断・無償で使用できるものとする。
- (5) 「プロポーザル参加表明書（様式 1）」を提出した後に、本プロポーザルを辞退する場合は平成 30 年 7 月 30 日（金）までに必ず「プロポーザル参加辞退届（様式 7）」を提出すること。
- (6) 審査委員会、審査経過についての情報開示及び、質問・意義申し立ては一切受け付けない。  
また、審査結果については申請があった事業者の点数、順位のみ情報提供を行う。申請者以外の事業者についての情報開示は一切受け付けない。
- (7) 参加事業者が 1 社の場合であっても審査委員会を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合は、受託候補者として選定する。
- (8) プロポーザルは調査・検討・及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本要領において記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。
- (9) 受託候補者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定する。このため、業務を実施するにあたっては、市と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。